

瀬戸内町企業立地等促進条例の概要

目的: 企業の育成及び誘致を促進し、本町の産業振興並びに雇用の増加を図る

【対象企業】

- ★水産養殖業
- ★製造業
- ★情報通信業
- ★コールセンター業
- ★試験研究業
- ★町長が認める業態

【助成対象】

- ★用地取得又は賃貸借後2年以内に操業開始
- ★設備投資額2,000万円以上
- ★新規地元雇用3人以上
- ★立地協定の締結
- ★法令等の違反がないこと

【助成措置】

- ①用地取得助成
- ②施設設置奨励金
- ③雇用促進奨励金
- ④緑化奨励金
- ⑤事業所賃借料助成
- ⑥通信回線使用料助成
- ⑦研修助成

【助成金の額】

- ①用地取得助成金.....用地取得及び造成費の10分の2 (1,000万円限度)
- ②施設設置奨励金.....施設整備、拡張又は移転設備投資額の10分の2 (1,000万円限度)
- ③雇用促進奨励金.....45万円/人(6月以上雇用。操業開始後3年度までの雇用を対象)
※地域雇用開発促進法の地域雇用開発助成金対象者を除く
- ④緑化奨励金.....緑化事業費の10分の2 (100万円限度)
- ⑤事業所賃借料助成.....情報通信業の事業所賃借料の10分の5(敷金等除く。3年間)
- ⑥通信回線使用料助成.....情報通信業の通信回線使用料の10分の5(3年間)
- ⑦研修助成金.....5万円/人(新規地元雇用者の研修費。3年間)
※⑤、⑥、⑦の合計限度額500万円